

和歌山県立医科大学大学院医学研究科と大阪薬科大学大学院薬学研究科
との間における特別研究学生交流協定書

和歌山県立医科大学大学院医学研究科と大阪薬科大学大学院薬学研究科は、両研究科間の交流と協力を推進し、教育研究の充実を図るため、大学院学生が相互に必要な研究指導を受けることを認めることに合意したので、次のとおり協定を締結するものとする。

1. それぞれの研究科が教育上有益と認めるときは、大学院学生は相手大学の指導教員のもとで特別研究学生として、所要の研究指導を受けることができるものとする。
2. 特別研究学生が研究指導を受ける期間は、1年以内とする。ただし、研究上必要な事情があれば、期間の延長を申請することができる。
3. 特別研究学生の検定料（入学考査料）、入学料及び授業料は、徴収しないものとする。
4. 両研究科は、この協定に基づき受け入れる特別研究生の教育上必要な施設・設備の利用について、可能な限り便宜を提供するものとする。
5. この協定は、両大学の合意（捺印）後から有効とし、有効期間は5年間とする。ただし、期間満了日の6ヶ月までに、双方から何ら申し出がないときは、この協定は、自動的に5年間延長されるものとし、以後も同様とする。
6. この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、両研究科協議のうえこれを定めるものとする。

この協定書は2通作成し、両者記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年12月9日

平成26年11月20日

和歌山県立医科大学大学院医学研究科
研究科長



山上 裕機

大阪薬科大学大学院薬学研究科
研究科長事務取扱



天野 富美夫